

# 広報 あいづばんげ

# 1

2016 No.617

## CONTENTS ~今月の内容~

表紙「坂下南幼稚園 餅つき会」

- |    |                        |    |                   |
|----|------------------------|----|-------------------|
| 2  | 新年のごあいさつ               | 12 | 食育だより             |
| 3  | 会津坂下町議会議員一般選挙          | 13 | 図書室だより            |
| 4  | 申告相談が始まります             | 14 | まちの話題             |
| 6  | マイナンバー制度 個人番号の利用が始まります | 18 | お知らせ版インフォメーション    |
| 8  | 会津坂下町におけるむし歯予防の取り組み    | 22 | 健康づくり・すこやか        |
| 10 | 介護職員初任者研修受講料の一部を補助します  | 23 | 1月の保健ガイド・戸籍の窓口    |
| 11 | 町史編さんだより               | 24 | 古賀稔彦先生による講演・実技講習会 |

**AR** マークで動画配信中!

**AR** のある写真にスマートフォン等をかざすと関連した動画が視聴できます。  
ダウンロードおよび視聴方法はQRコードまたは、町ホームページで「AR」と検索! QRコード



# 「地方創生」

## ～夢が持てるまちづくり～

会津坂下町長

齋藤文英



明けましておめでとうございます。輝かしい年の初めに当たり、町民のみなさまのご多幸を心より御祈り申し上げます。

昨年を振り返りますと、国民生活に影響するであろうさまざまな変化がありました。経済の分野では、TPPが大筋合意したことで、今後、関税の撤廃などにより安い農作物の輸入が加速され、農業に大きなダメージを与えることが懸念されます。また、マイナンバー制度がスタートし、税や社会保障など行政手続きの簡素化・効率化が期待されますが、これまで以上に個人情報保護の適正な管理に努めていかなければなりません。さらに、公職選挙法の改正により、この夏の参院選からは選挙権が満18歳からとなります。若者が政治や行政に関心を持ち、地域づくりに積極的に参画していただくことを期待しています。

県内では、国内最大級の「ふくしまディスプレイネーションキャンペーン」が開催され、多くの観光客をお迎えしました。町でも、馬刺しや冷やしラーメン、地酒、味噌・醤油など食を中心としたおもてなしを展開いたしました。一方では、原発事故から5年目となりますが、風評被害は払拭されたとは言えない状態が続いており、風化させないための継続した対応が必要です。

町の取り組みでは、年末に坂下南幼稚園が完成し、新しい園舎での生活が始まりました。元気にのびのびと活動できるよう期待しています。これにより教育施設適正配置がほぼ終了しまし

たが、今後ますます地域との関わりや世代間の交流を充実させ、地域社会全体で子育てを支える取り組みを推進していきます。広瀬コミュニティセンターについては、旧広瀬小学校の改修工事が完了し、今月より移転・開所いたしました。また、気多宮交流センターが昨年度の坂下東幼稚園に続いて県建築文化賞を受賞いたしました。地域の拠点・交流の場として、さらに活用していただきたいと思います。

開業一周年を迎えた「道の駅あいづ湯川会津坂下」は、年間来客数が100万人に達し、地元農産・物産の販売促進や、観光情報の発信の強化など、「会津坂下町の魅力」をPRし、町内の商店街や観光施設に誘導するような取り組みにより、地域経済の活性化につなげてまいります。

さて、町では人口減少への対応と、現在会津坂下町に住んでいる方が、町への愛着や日常の幸せを感じることを基本に、安心して住みやすい会津坂下町を目指すために「会津坂下町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を策定しました。これは、国の総合戦略の基本的な考え方に基つき、人口減少・少子高齢化社会に町が取り組むべき施策を明らかにしたものです。重点的に取り組んでいく「しごとづくり」「人の流れ」「結婚・出産・子育て」「まちづくり」について、振興計画後期計画を基本としながら、これからの施策を進めてまいります。町の人口を一定程度維持していくことは、大変厳しい課題であります。あたたかい絆

で結ばれた、人口が減少しても疲弊しない持続可能な「まち」をつくり、将来に向かって、夢が持てる会津坂下町を創生します。

また、本年中には、親子の交流や子育てに関する情報提供、相談等を目的とした「子育てふれあい交流センター」を旧金上小学校に開所いたします。会津坂下町のすべての子育て家庭が、「安心感」「充実感」「子育ての楽しさ」を得られ、子どもたちが家族や地域の愛情に包まれながら、健全に成長できるように子どもたちや家庭を支援してまいります。

昨年は町政施行60周年の区切りを迎え、61年目の新たなスタートの年として、未来を担う子どもたちがこの町に生まれてよかった、すべての町民が住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいります。

今後とも町政推進にみなさまのご支援とご協力を賜りますとともに、本年がみなさまにとりまして最良の年であり、心からご祈念申し上げます。



南幼稚園

# 会津坂下町議会議員一般選挙 の日程が決定しました



本年3月31日に任期満了となります会津坂下町議会議員一般選挙を下記日程により行います。

会津坂下町議会議員の定数は、会津坂下町議会議員定数条例により、16人です。

**告示日** 3月22日(火)  
**投票日** 3月27日(日)

## 1 立候補者説明会

会津坂下町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を下記のとおり開催します。立候補予定者または関係者の方は必ず出席してください。

なお、会場の都合上、2名以内でお願いします。

日時	2月12日(金) 午後1時30分より
場所	会津坂下町役場 3階 大会議室
内容	立候補届の記載要領、選挙運動などの説明

## 2 候補者の資格

今回の選挙の場合、候補者の資格となる被選挙権を有するには以下の3つの条件が必要になります。

- ① 日本国民であること。
- ② 年齢満25年以上であること。
- ③ 本町に住民登録をしてから引き続き3ヵ月以上住んでいること。

ただし、被選挙権が停止している方や現職の公務員のまま立候補することはできないなどの制限もあります。

不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 選挙管理委員会事務局 ☎ 84-1503

# 【平成28年度（平成27年分） 確定申告】

申告の準備はお早めに！ ～2月9日（火）から受付開始～

申告相談は 2月9日（火）から各地区コミュニティセンター・中央公民館で行います。

申告期限間際になると、申告会場は大変混雑します。申告の準備は早めをお願いします。

確定申告は、前年一年間の所得を申告していただくもので、所得税額を確定させることはもちろんですが、町県民税や国民健康保険税、介護保険料などの課税基礎となる大切なものです。

## 申告時に必要なもの

- ◎申告書（税務署から送付された方はご持参ください）
- ◎通帳用印鑑及び通帳
- ◎所得金額を証明する書類（源泉徴収票（コピー不可）、収支計算書等）
- ◎公的年金保険料の領収書又は支払額が確認できるもの
- ◎医療費等控除用の領収書（医療費控除をする方は必ず受診者ごとに領収書を整理し計算してきてください）
- ◎本人、または、扶養する方が障がい者の認定を受けている場合は、「障害者手帳」
- ◎本人、または、扶養する方が要介護認定1～5を受けている場合は、役場交付の「障害者控除対象者認定書」
- ◎その他、申告内容に応じて必要な書類（各種保険料控除用の支払証明書等）

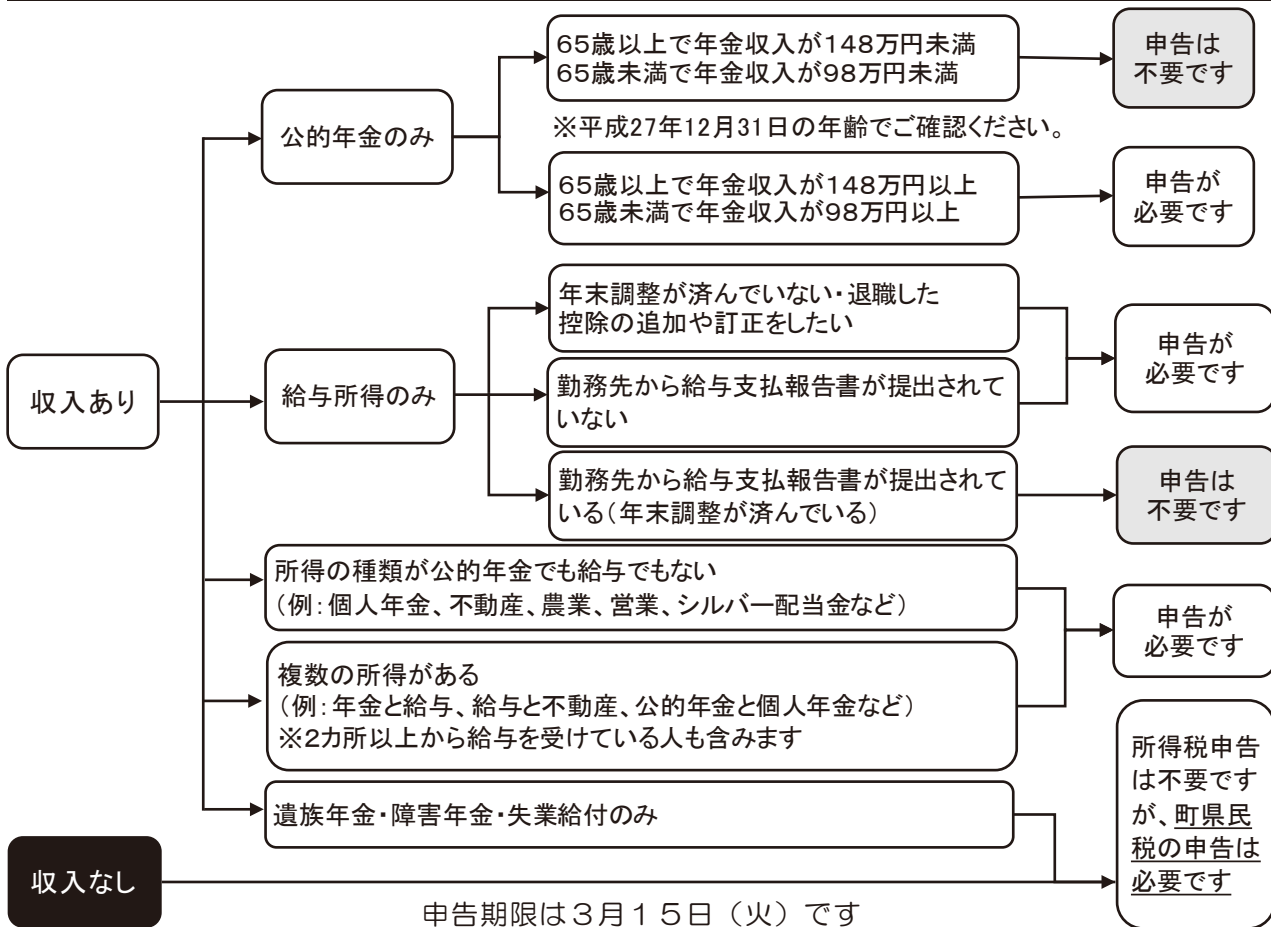
## <記帳された帳簿>

申告相談時に記帳簿（収支内訳書）が記載されていない場合は、計算してから再度提出していただく場合もあります。



## 申告が必要な人 ～チェックしてみましょう～

Q：平成27年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？



### ★ ご注意ください ★

未申告の方の場合、所得証明等の発行や、保育料・児童扶養手当・国民健康保険税等の算定で不利益を受けることがありますので必ず申告をお願いします。

### 【問い合わせ先】

総務課 税務管理班（1階右側⑥窓口） ☎ 84-1502 会津若松税務署 ☎ 27-4311

## 平成28年度（平成27年分）確定申告相談日程表

【受付時間】 午前の部：午前8時30分～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分

月	日	曜日	申告相談会場	午前の部	午後の部
2月	9	火	高寺コミュニティセンター	片門・洲走	窪倉・舟渡
	10	水		窪・赤城新田・杉山	天屋・本名
	11	木		休日	
	12	金	八幡コミュニティセンター	塔寺	塔寺
	13	土		休日	
	14	日		休日	
	15	月	八幡コミュニティセンター	気多宮・大沢・平井	塔寺二区・朝立・和泉
	16	火		見明・津尻	宇内
	17	水	川西コミュニティセンター	長井	大上・袋原
	18	木		立川・御池田	青木
	19	金	広瀬コミュニティセンター	三谷・下政所	青津
	20	土		休日	
	21	日			休日
	22	月	広瀬コミュニティセンター	五香・西青津	沼越
	23	火		勝方・大村	矢ノ目・上金沢
24	水	若宮コミュニティセンター	牛沢	牛沢・蛭川	
25	木		樋渡・水島・大江・沖	金沢・上新田・中新田	
26	金	金上コミュニティセンター	福原・新開津	東原・新村	
27	土		休日		
28	日			休日	
29	月	金上コミュニティセンター	金上・樋口分・太田谷地	中開津・上開津	
1	火		村田・村田新田・履形	海老沢・細工名	
2	水		緑町・杉・船窪	中政所・和泉川原	
3	木		諏訪町	中村・原・羽林	
4	金		上町・小原	新館・八日沢	
5	土		地区指定なし	地区指定なし	
6	日		休日		
7	月		中央公民館	古坂下	古坂下
8	火			桜木町	新栄町
9	水			新富町	茶屋町
10	木			新町	新町
11	金			橋本・本町・鉄砲町	仲町・柳町
12	土		休日		
13	日			休日	
14	月		中央公民館	地区指定なし	地区指定なし
15	火			地区指定なし	

### お知らせ

- ・申告相談期間中は各会場へ出張しているため、町役場税務窓口での申告相談は行いません。ご注意ください。
- ・対象地区を日時により指定しています。極力指定された日時に相談に来られますようご協力をお願いします。なお、お勤めなどの都合により指定日時に来られない方は、「地区指定なし」としている日時をご利用ください。
- ・混雑することも予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

### e-Tax（電子申告）の相談会を開きます

- ・3月2日～15日（12日間）の受付時間中に受けられますのでお気軽にご利用ください。
- ・住民基本台帳カードなどがなくても電子申告会場にて確定申告書作成の相談が受けられます。
- ・電子申告（所轄税務署に電子送信する場合）に必要な住民基本台帳カード、個人番号カードについての詳細は右記にお問い合わせください。 ■生活課 戸籍環境班 ☎84-1500

### 個人番号カードでのe-Tax（電子申告）予定者の方へ

- ・個人番号カードを申請された場合、平成28年1月以降に生活課戸籍環境班の窓口で交付される予定ですが、そのカードを使用して電子申告される場合、現在お手持ちのカードリーダーが個人番号カードに対応しているかどうか確認する必要があります。詳しくは下記のホームページにて確認をお願いします。また、町の電子申告会場から電子送信される場合、町所有のカードリーダーが個人番号カードに対応していないため、住民基本台帳カードで伝送する方に限らせていただきますので、個人番号カードへの切替は確定申告後をお願いします。 ■【公的個人認証サービスポータルサイト】<http://www.jpki.go.jp>

### 65歳以上で要介護認定を受けている方は「障害者控除」の対象になる場合があります

- ・障害者手帳を持っていない方でも、65歳以上で要介護1～5の認定を受けており、障がいの程度が同等であると認められる方は、障害者控除の対象となります。
- 確定申告の際に用いる書類として「障害者控除対象者認定書」を無料交付しますので、交付希望の方は下記窓口に申請してください。
- 申請場所：保険年金班高齢者支援係（⑤窓口） ■必要な物：介護被保険者証、印鑑
  - その他：認定基準日は平成27年12月31日です。※同年中に対象者が死亡している場合は死亡日
  - 問い合わせ先：生活課 保険年金班 ☎84-1513

# 利用が始まります!!



マイナちゃん

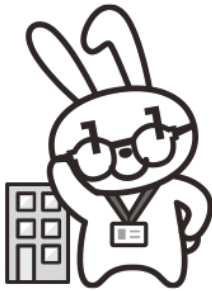
## 🐾 マイナンバーの取り扱いの注意点は？

マイナンバー制度では、行政機関だけでなく、民間事業者にもマイナンバーの適正な取り扱いが求められます。法律で定められた範囲外での利用は禁止されていますのでご注意ください。

事業所のマイナンバーの取り扱い	
◎利用範囲	法律で規定された社会保障、税および災害対策に関する事務に限定されます。
◎提供の要求	社会保障および税に関する書類作成の事務に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。
◎提供の要求・特定個人情報の提供や収集の制限	法律で明記された場合を除き、提供の要求、提供、収集をしてはいけません。

## 🐾 マイナンバーの安全な管理のために必要なことは？

マイナンバーは、個人情報保護のために、その管理にあたっては安全管理措置などが義務付けられています。



### 1. 委託先・再委託先にも監督が必要です。

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部または一部を委託するものは、委託先においても安全管理措置が講じられるよう必要かつ適切な監督をしなければなりません。

### 2. 適切な安全管理措置を組織としての対応が必要です。

事業者は、マイナンバーの漏えい、滅失またはき損の防止その他の適切な管理に必要な安全管理措置を講じなければなりません。

### 3. マイナンバーの保管（廃棄）にも制限があります。

法律に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはいけません。また必要がなくなった場合は、できるだけ速やかに廃棄または削除しなければなりません。

## 🐾 このような電話や手紙、訪問にはご注意ください



○マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、

・国の関係省庁や地方自治体などが、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したりすることは一切ありません。

・ATMの操作をお願いすることも一切ありません。

○電話、メール、訪問などにより、マイナンバーの安全管理対応の困難さを過度に誇張した商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口です。

▼10月からマイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話などに関する相談が数多く寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。

※少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察等に相談してください。



## ◇マイナンバー総合フリーダイヤル◇ ☎ 0120-95-0178(無料)

通知カードや個人番号に関することや、その他マイナンバー制度に関する問い合わせ


平日午前9時30分～午後10時、土日祝午前9時30分～午後5時30分（年末年始12/29～1/3除く）

【問い合わせ先】 生活課 戸籍環境班 ☎ 8 4 - 1 5 0 0

# 1月より個人番号の


広報12月号では、「通知カード」が配布されてからの「個人番号カード」の交付や手続きについて説明しましたが、今回は、「個人番号及び個人番号カード」の利用について説明します。

## 🐾 どこで個人番号（マイナンバー）は使うの？ 例えば…




●アルバイトの勤務先へ  
●奨学金の申請時に学校へ  
●勤労学生控除の手続き時に勤務先へ

学生




●パート・アルバイトの勤務先へ  
●児童手当の申請時に市区町村へ  
●子どもの予防接種時に市区町村へ

主婦や保護者




●源泉徴収票を作成時に勤務先へ  
●健康保険や雇用保険、年金の手続き時に勤務先へ  
●子どもの予防接種時に市区町村へ

会社員



●年金給付の手続き時に年金事務所へ  
●福祉や介護の制度利用時に市区町村へ  
●災害時の支援制度を利用する際に市区町村へ

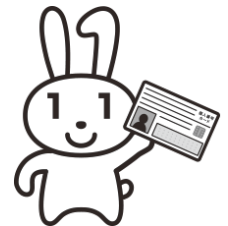
高齢者



●保険金の支払いや特定口座の開設などの手続きに金融機関へ

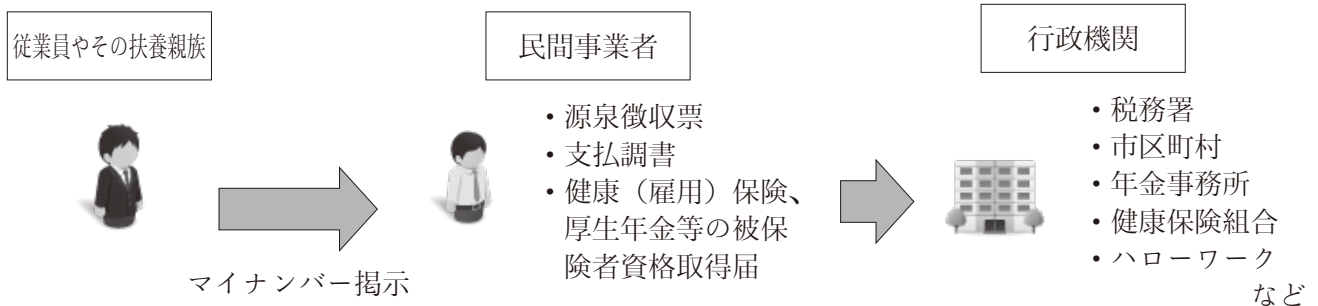
保険加入者

※上記の手続きについては、あくまでも一例です。その他の手続きでも利用する場合がありますので、手続きの際の書類を確認してください。



## 🐾 事業主もマイナンバーを利用すると聞いているが、何に影響があるの？

国民一人ひとりに個人番号が割り当てられ、平成28年1月より社会保障・税・災害対策の行政手続きで使用が始まります。それに伴い民間事業者も、税や社会保険の手続きで、従業員などのマイナンバーを取り扱います。



※各種法定調書や被保険者取得届などに、個人番号を記載し行政機関などに提出します。

## 🐾 事業主の6つの導入チェックリスト

- ①  マイナンバーを取り扱う担当者を決めましょう。
- ②  マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- ③  マイナンバーが記載された書類は、鍵のかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- ④  ウィルス対策ソフトを最新版にするなどセキュリティ対策をしましょう。
- ⑤  退職や契約終了の従業員の個人番号は、確実に廃棄しましょう。
- ⑥  従業員にマイナンバーの研修をしましょう。